

役員及び専門部会員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人敦賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第19条第3項の規定に基づき、役員及び専門部会員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 専門部会員とは、センターが委嘱した専門部会の委員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益認定法第5条第13項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは役員及び専門部会員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び専門部会員に対しては理事会、専門部会等の出席に応じて、その都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常務理事で事務局長を兼務している場合は、役員報酬ではなく職員給与規程に定める金額の範囲内で給与として理事会の承認を得て決定するものとする。それ以外の常勤役員がある場合は、別途理事会の承認を得て決定するものとする。

2 非常勤役員及び専門部会員に対する報酬は次に定める金額とする。

- | | | |
|-----------|----|--------|
| (1) 理事会 | 1回 | 3,000円 |
| (2) 理事懇話会 | 1回 | 1,000円 |
| (3) 監査 | 1回 | 5,000円 |

- (4) 役員の事務所での執務 1回 2,000円
ただし、理事長の執務については 1回 4,000円とする。
- (5) 専門部会 1回 2,000円

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもつて支給するものとし、支給日は職員給与規程第5条を準用する。

2 第4条第2項の報酬については、理事会、専門部会に出席した日から遅延なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金で支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第7条 役員及び専門部会員の県外職務に係る費用の額は、旅費規程に定める額とする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年5月16日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年8月24日から施行する。